

「中信にほんごひろば」規約

(名称及び所属)

第1条 この会は、「中信にほんごひろば」(以下「本会」という)と称し、NPO法人「中信多文化共生ネットワーク」に所属する。

(目的)

第2条 本会は、松本市庄内地区公民館及び長野県営並柳団地集会所において、近隣に在住する日本語を母語としない親と子どもへの日本語学習支援を通して、不就学を無くすとともに、多文化共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 日本語学習支援及び教科学習支援
- (2) 就学及び進路に関する相談
- (3) 異文化相互理解のための活動
- (4) 関係機関及び団体との連携
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な活動

(会員)

第4条 この会の目的に賛同する者の加入手続をもって本会の会員とする。

2. 本会の目的にふさわしくない行為をする者は、退会させる。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 副代表 | 若干名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 監事 | 1名 |

2. 本会の役員は、会員の互選により決定する。

(役員の仕事)

第6条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副代表は代表を補佐し、代表に支障ある時はその職務を代行する。

3. 会計は、本会の会計管理を行う。

4. 監事は、本会の事業及び会計の監査を行う。

(会 議)

第7条 本会に、運営会議及び役員会議を置く。

2. 運営会議は、会員全員で構成して、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 活動内容及び運営方法に関する事。
- (2) 予算及び決算の収支に関する事。
- (3) 役員を選出に関する事。
- (4) 規約及び細則の制改正に関する事。
- (5) その他、代表が必要と認めた事。

3. 役員会議は、代表、副代表、会計及び監事で構成して、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 運営会議に提出すべき議案に関する事。
- (2) 運営会議において委任された事項。
- (3) その他、代表が必要と認めた事項。

4. 会議は、いずれも代表が招集する。

5. 会議は、半数以上が出席し、出席者の過半数の多数により決定する。

(会 計)

第8条 本会の運営に関する経費は、CTN 事業費、各種団体等からの助成金、寄付金等の収入をもってこれに充てる。

2. 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細 則)

第9条 この会の運営にあたり、必要な細則は別に定める。

附 則

この規約は、平成22年7月4日から施行する。

改定経緯

22.10.10 改定 役員に監事を追加した。

23.4.10 改定 参加費の納入単位を「子ども一人」から「一家族」に変更した。

25.4.14 改定 会場として長野県営並柳団地集会所を追加した。

監事の職務に事業の監査を追加した。

会計収入のうち参加費徴収を廃止し、その他は実態に合わせ追記した。